

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
【部門区分】第6部門第3区分  
【発行日】令和1年6月13日(2019.6.13)

【公表番号】特表2019-505915(P2019-505915A)  
【公表日】平成31年2月28日(2019.2.28)  
【年通号数】公開・登録公報2019-008  
【出願番号】特願2018-535856(P2018-535856)  
【国際特許分類】

G 0 6 Q 30/02 (2012.01)

【F I】

G 0 6 Q 30/02 4 9 0

【手続補正書】

【提出日】令和1年5月10日(2019.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

プロセッサに実装された方法であって、

互いにリンクされた品目のセットを含む製品リンケージ及び所定のビジネスルールに対して定義されたランク付けの基準を受け取る、1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップと、

前記品目に対して定義された前記ランク付けの基準に基づいて、前記製品リンケージ内の前記品目をランク付けする、前記1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップと、

前記所定のビジネスルールに基づいて、ある品目の小売価格を、前記ランク順に、前記製品リンケージ内の関係づけられた品目の小売価格と比較する、前記1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップと、

前記品目の小売価格許容限界を、比較に際しての前記品目及びリンクされた品目の間のセービングレンジに基づいて算出する、前記1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップと、

前記製品リンケージ内の前記品目の前記小売価格を、算出された小売価格許容限界に基づいて更新する、前記1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップとを含む方法。

【請求項2】

前記ランク付けの基準は、K V I (重要値指標)、ブランドタイプ、サイズ、色、フォント及び感度のうち少なくとも1つを含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記セービングレンジは、前記製品リンケージ内の前記品目及びリンクされた品目の間のサイズリンク及びブランドリンクの少なくとも1つにより推薦される、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記製品リンケージ内の前記品目の前記小売価格を、算出された前記小売価格許容限界に基づいて更新するステップは、

サイズリンクされた第1の品目及び第2の品目の間の第1の小売価格許容限界と、プ

ランドリンクされた第2の品目及び第3の品目の間の第2の小売価格許容限界を、第1の品目の前記ランク付けが前記第2の品目への小売変更を動作させ、前記第2の品目が前記第3の品目と補助リンクによりリンクされ、かつ前記第3の品目が小売変更を受けた時に、計算するステップと、

前記第2の品目の小売価格を、第1の小売価格許容限界及び第2の小売価格許容限界の間の重畳許容限界に基づいて更新するステップとを含む、  
請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記重畳許容限界は前記第1の小売価格許容限界及び第2の小売価格許容限界における最小及び最大の値に基づいて獲得される、  
請求項4に記載の方法。

【請求項6】

方法はさらに、

ある品目の小売価格の少なくとも1つが、関係づけられたリンクされた品目と比較される、関係づけられた小売価格許容限界を超えていて、かつ前記品目の前記小売価格が新しい小売価格である時に、品目の前記サイズリンク及び前記ブランドリンクにより推薦されたセービングレンジの少なくとも1つを更新するステップを含む、  
請求項3に記載の方法。

【請求項7】

1つ以上のメモリと、

前記1つ以上のメモリが結合された1つ以上のハードウェアプロセッサとを含み、  
前記1つ以上のハードウェアプロセッサは前記1つ以上のメモリに格納されたプログラム命令を実行して、

互いにリンクされた品目のセットを含む製品リンケージ及び所定のビジネスルールに対して定義されたランク付けの基準を受け取り、

前記品目に対して定義された前記ランク付けの基準に基づいて、前記製品リンケージ内の前記品目をランク付けし、

前記所定のビジネスルールに基づいて、ある品目の小売価格を、前記ランク順に、前記製品リンケージ内の関係づけられた品目の小売価格と比較し、

前記品目の小売価格許容限界を、比較に際しての前記品目及びリンクされた品目の間のセービングレンジに基づいて算出し、

前記製品リンケージ内の前記品目の前記小売価格を、算出された小売価格許容限界に基づいて更新する

ことが可能な、  
システム。

【請求項8】

前記ランク付けの基準は、K V I（重要値指標）、ブランドタイプ、サイズ、色、フォント及び感度のうち少なくとも1つを含む、  
請求項7に記載のシステム。

【請求項9】

前記セービングレンジは、前記製品リンケージ内の前記品目及びリンクされた品目の間のサイズリンク及びブランドリンクの少なくとも1つにより推薦される、

請求項7に記載のシステム。

【請求項10】

前記1つ以上のハードウェアプロセッサは、プログラム命令を実行して、

サイズリンクされた第1の品目及び第2の品目の間の第1の小売価格許容限界と、ブランドリンクされた第2の品目及び第3の品目の間の第2の小売価格許容限界を、第1の品目の前記ランク付けが前記第2の品目への小売変更を動作させ、前記第2の品目が前記第3の品目と補助リンクによりリンクされ、かつ前記第3の品目が小売変更を受けた時に、計算し、

前記第2の品目の小売価格を、第1の小売価格許容限界及び第2の小売価格許容限界の間の重畳許容限界に基づいて更新することが可能な、請求項9に記載のシステム。

【請求項11】

前記重畳許容限界は前記第1の小売価格許容限界及び第2の小売価格許容限界における最小及び最大の値に基づいて獲得される、請求項10に記載のシステム。

【請求項12】

前記1つ以上のハードウェアプロセッサはさらに、

ある品目の小売価格の少なくとも1つが、関係づけられたリンクされた品目と比較される、関係づけられた小売価格許容限界を超えていて、かつ前記品目の前記小売価格が新しい小売価格である時に、品目の前記サイズリンク及び前記ブランドリンクにより推薦されたセービングレンジの少なくとも1つを更新することが可能な、請求項9に記載のシステム。

【請求項13】

eメールのメタデータ特徴からのアクティビティ検出のための方法を実行するためのコンピュータプログラムが具体化された、1つ以上の非一過性コンピュータ読み取り可能情報媒体であって、前記方法は、

互いにリンクされた品目のセットを含む製品リンケージ及び所定のビジネスルールに対して定義されたランク付けの基準を受け取る、1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップと、

前記品目に対して定義された前記ランク付けの基準に基づいて、前記製品リンケージ内の前記品目をランク付けする、前記1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップと、

前記所定のビジネスルールに基づいて、ある品目の小売価格を、前記ランク順に、前記製品リンケージ内の関係づけられた品目の小売価格と比較する、前記1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップと、

前記品目の小売価格許容限界を、比較に際しての前記品目及びリンクされた品目の間のセービングレンジに基づいて算出する、前記1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップと、

前記製品リンケージ内の前記品目の前記小売価格を、算出された小売価格許容限界に基づいて更新する、前記1つ以上のハードウェアプロセッサによるステップとを含む、情報媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0001

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0001】

本出願は、順に2016年1月8日及び2017年1月6日に受理された印国仮出願第201621000831号及びPCT出願第PCT/IB2017/050054号に基づく優先権を主張し、それらの全体は参照により本明細書に組み込まれる。

本明細書の実施形態は、概ね製品リンケージに関し、特に製品リンケージ内のランキング及び順序に基づいた小売価格決定に関する。